

共同相続人間でされた無償による 相続分の譲渡と特別受益 —最高裁平成30年10月19日判決

弁護士 茶木 真理子

第1 はじめに—前提事項

- 1 相続分の譲渡とは、相続開始後、遺産分割前に行われる「積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分」(最判平成13年7月10日民集55巻5号955頁)の移転をいう。民法では、相続人から第三者に対する相続分の譲渡が規定されているのみであるが(民法905条1項)、共同相続人間の相続分の譲渡も可能と解されている。相続分の譲渡は、遺産の取得を望まない者や調停手続等への参加を煩わしいと考える者が調停手続等から脱退する方法、あるいは、遺産を特定の相続人に集中させる方法として、しばしば用いられている。譲渡は、無償でもよいし、有償でもよい。
- 2 特別受益は、相続人間の公平を図るための制度である。すなわち、相続人のうちの一人が被相続人からその生前に贈与を受けたり、遺贈を受けたりした場合に、これを考慮せずに相続分が決まるとなると相続人間の公正性を欠くため、この生前贈与や遺贈を特別受益とし相続財産に加算して、相続分を算定することになる(民法903条)。そして、このうち生前贈与については、「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として」なされた場合に、特別受益にあるとされている(同条1項)。
- 3 この特別受益にあたる生前贈与は、遺留分侵害額請求(2020年4月の民法改正前は遺留分減殺請求)をする際の遺留分の算定にあたって加算される(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)。ただし、2020年4月の民法改正により新設された民法1044条3項では、遺留分の算定にあたって加算する相続人に対する生前贈与は、相続開始前の10年間にしたものに限られることになった。また、特別受益となる生前贈与を受けた者(受贈者)は、遺留分侵害額請求の相手方となる(民法1046条1項)ところ、この受贈者も民法1044条3項が定める生前贈与を受けた者に限定される¹。

第2 最判平成30年10月19日民集72巻5号900頁

1 事案の概要

- (1) 平成20年12月にAが死亡し、その法定相続人は、妻であるB、子であるX、Y、C、養子である(かつYの妻でもある)Dの5名であった。
- (2) B及びDは、Aの遺産分割調停手続において、Yに対し、各自の相続分を譲渡し、同手続から脱退した。
- (3) 平成22年8月、Bは、その有する全財産をYに相続させる旨の公正証書遺言をした。
- (4) 平成22年12月、Aの遺産に関し、X、Y及びCの間において、相続分の割合をX及びCがそれぞれ8分の1、Yが4分の3として、遺産分割調停が成立し、Xは土地、建物を取得、Yも土地、建物等を取得した。
- (5) 平成26年7月にBが死亡し、その法定相続人は、子であるX、Y、C及び養子であるDの4名であった。しかし、Bの遺産は、債務の方が多かった。
- (6) 平成26年11月、Xは、Yに対し、Bの相続に関して遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示をした。

本件は、上記(2)記載の相続分の譲渡によって遺留分が侵害されたとして、XがYに対し、Yが上記遺産分割調停によって取得した不動産の一部(16分の1=BがYへ譲渡した相続分2分の1×Xの遺留分8分の1)について、遺留分減殺を原因とする持分移転登記手続等を求める事案である。

- 2 本件では、共同相続人間における無償による相続分の譲渡が遺留分減殺の対象となる贈与にあたるか、すなわち、民法903条1項に規定されている「贈与」にあたるかどうかかが問題となった。

この点、原審の東京高判平成29年6月22日は、「相続分の譲渡によって、遺産分割が行われるまでは、潜在的に保有している相続財産の持分が移転するという形にはなるが、それはあくまで暫定的なものであって、最終的に遺産分割が確定すれば、その遡及効によって、相続分の譲渡人は、相続開始時から被相続人の相続財産を取得しなかったことになるから、相続分の譲渡人とこれを譲り受ける者との間に、相続財産の贈与があったとは観念できない」などとして、共同相続人間における無償による相続分の譲渡は民法903条1項の「贈与」にはあたらないと判断した。

これに対し、最高裁は、「共同相続人間で相続分の譲渡がされたときは、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲

受人に移転し、相続分の譲渡に伴って個々の相続財産についての共有持分の移転も生ずるものと解される。」「そして、相続分の譲渡を受けた共同相続人は、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割手続等に加わり、当該遺産分割手続等において、他の共同相続人に対し、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分との合計に相当する価額の相続財産の分配を求めることができることとなる。」「このように、相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるといえない場合を除き、譲渡人から譲受人に対し経済的利益を合意によって移転するものといえることができる。遺産の分割が相続開始の時に遡ってその効力を生ずる(民法909条本文)とされていることは、以上のように解することの妨げとなるものではない。」「したがって、共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法903条1項に規定する『贈与』に当たる。」と判断して、原審に差し戻した。

第3 若干の検討

- 1 相続分の譲渡を特別受益としての生前贈与と捉えて、遺留分侵害額請求(遺留分減殺請求)の対象とすることは、実務ではこれまであまり想定されていなかったと思われる。よって、この点について、最高裁として初めて判断を示した本判決の意義は大きい。
- 2 ただし、その結論においては、疑問が残る。すなわち、本件では、BからYへの相続分譲渡について遺留分減殺請求を認めることは、実質的にはAの遺産分割調停の蒸し返しを認める結果になるおそれがある。そもそも、遺産分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをするとされており(民法906条)、共同相続人間の協議によって、法定相続分と異なる内容の遺産分割を成立させることも可能である。相続分の譲渡によって、確かに、相続分を譲り受けた者の遺産を取得する枠は広がるものの、最終的な遺産の帰属は共同相続人間の協議によって決することになる。本件でも、原審が認定した事実によると、Aの遺産分

割調停においては、BからYへの相続分の譲渡がなされたことを前提にしつつも、Xは法定相続分である8分の1を大幅に超える遺産を取得する内容で遺産分割の調停が成立しているようである。原審は、このような事実を重く見て、遺産分割の結果を無視して、BからYに対し、Bの遺産の2分の1に相当する贈与があったものとして遺留分減殺請求を認めることは「不合理である」とまで指摘しているが、個人的には原審の指摘は当然のように思われる。

この関連で、Aの遺産分割においてXが法定相続分である8分の1を超過する遺産を取得していることは、Yに有利な事情として、Bの相続に関する遺留分減殺請求訴訟において考慮されるべきといえるが、Xの超過部分を贈与と構成することは困難であり、この点も問題が残ると思われる。

- 3 なお、第1、3で述べたとおり、2020年4月の民法改正により、遺留分侵害額の算定にあたり加算される相続人に対する特別受益としての生前贈与も、遺留分侵害額請求の相手方となる受贈者も、生前贈与が相続開始前10年間にされた場合に限定されることとなった。本件事案では、相続分の譲渡とBの死亡との間は4年程しか空いていなかったと思われるが、今後発生する相続では、相続分の譲渡と相続開始との間が10年を超えて空くようなケースでは、相続分の譲渡は最高裁の結論によったとしても、遺留分侵害額請求の対象とならないことになる。

1 潮見佳男『詳解相続法』553頁(弘文堂、初版、平30)